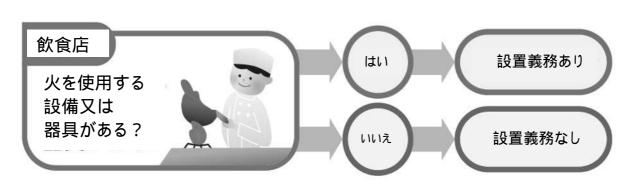


火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。



以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

調理油過熱防止装置(すべてのバーナーに必要) 自動消火装置(火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの) その他の危険な状態の発生の防止および発生時における 被害を軽減する安全機能を有する装置(例:圧力感知安全装置) 調理油過熱防止装置



1

消火器を 設置します。 標識も忘れずに!

最寄りの販売店等でご購入ください。

2

消火器を設置後、6カ月ごとに 点検し、1年に1回管轄の消防署へ 点検結果報告書を提出します。

消火器設置義務対象物施設においては、点検及び消防署への報告が必要になります。







どなたでもご自分で点検するこができます!

蓄圧式消火器

製造年から <u>5 年</u>まで外観のみの点検 加圧式消火器

製造年から 3 年まで外観のみの点検



蓄圧式には指示圧力 計が付いています。



蓄圧式消火器

飲食店では、防炎物品を使用してください!

飲食店では、カーテンや布製のブラインド、 じゅうたん等は防炎性能を有する防炎物品を 使用しなければなりません。



防炎物品ラベル

お問い合わせは、最寄の消防機関へ

北消防署 中央消防署 233-9115 253-0119 中央消防署 伊崎出張所 231-5221 772-1733 豊浦西消防署 東消防署 246-0001 豊浦西消防署 豊北出張所 782-0251 東消防署 小月出張所 282-0483 豊浦東消防署 766-1315 豊浦東消防署 菊川出張所 287-0094 東消防署 勝山出張所 256-1531 西消防署 267-1311 消防局予防課 233-9113